

# 外国税額控除を受ける方の記載例

給与と所得について年末調整を受けた方で、ほかに外国で生じた利子所得がある場合

**手順1**  
11ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

**手順2**  
12ページ参照

**手順3**  
18ページ参照

住所 〇〇市△△町X-XX-X		フリガナ コウセーイ タロウ	氏名 国税 太郎
職業 同上		職名 会社員	職主の氏名 国税太郎
生年月日 3/46/1/16		電話番号 XX-XXXX-XXXX	本人印 [印]

  

<b>収入金額等</b>	<b>所得金額</b>	<b>税</b>
事業所得等 ① 農業所得 ② 不動産所得 ③ 配当所得 ④ 雑所得 ⑤ 雑所得等 ⑥ 雑所得等 ⑦ 雑所得等 ⑧ 雑所得等 ⑨ 雑所得等 ⑩ 雑所得等 ⑪ 雑所得等 ⑫ 雑所得等 ⑬ 雑所得等 ⑭ 雑所得等 ⑮ 雑所得等 ⑯ 雑所得等 ⑰ 雑所得等 ⑱ 雑所得等 ⑲ 雑所得等 ⑳	事業所得等 ① 農業所得 ② 不動産所得 ③ 配当所得 ④ 雑所得 ⑤ 雑所得等 ⑥ 雑所得等 ⑦ 雑所得等 ⑧ 雑所得等 ⑨ 雑所得等 ⑩ 雑所得等 ⑪ 雑所得等 ⑫ 雑所得等 ⑬ 雑所得等 ⑭ 雑所得等 ⑮ 雑所得等 ⑯ 雑所得等 ⑰ 雑所得等 ⑱ 雑所得等 ⑲ 雑所得等 ⑳	課税される所得金額 (26) 2932000 上の①に対する税額 (27) 195700 配当控除 (28) (特定増徴等) (29) 住宅借入金等特別控除 (30) 政治等寄附金等特別控除 (31) 災害等特別控除 (32) 災害減免額 (33) (基本所得控除) (34) 195700 復興特別所得税額 (35) 4109 外国税額控除 (36) 10160 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 (37) 199809 所得税及び復興特別所得税の中間納付額 (38) 18400 所得税及び復興特別所得税の納め残金 (39) 19800 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (40) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (41) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (42) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (43) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (44) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (45) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (46) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (47) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (48) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (49) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (50) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (51) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (52) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (53) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (54) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (55) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (56) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (57) 所得税及び復興特別所得税の未納税額 (58)

明治・・・「1」  
大正・・・「2」  
昭和・・・「3」  
平成・・・「4」

**手順4**  
27ページ参照

○ 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額が100円未満の場合は「0」を記入  
○ 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

**手順5**  
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線の本 ずきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【ご注意】

- ◎ 給与所得者や公的年金等の雑所得のある方は、支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」や「公的年金等の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。
- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方は、平成26年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出する必要があります。

(参考) 「給与所得の源泉徴収票」

支払者(税務) 又は所在地 〇〇市△△町×××××	受取人(税務) 又は所在地 〇〇市△△町×××××	氏名又は名称 〇〇産業株式会社
給与・賞与 1,400,000	給与所得控除後の金額 800,000	所得控除の合計額 1,200,000
源泉徴収額 25,000	源泉徴収後の金額 775,000	支払総額 1,425,000

B国内で生じた利子  
 収入金額2,000ユーロ 所得金額2,000ユーロ 税額200ユーロ  
 契約満了及び支払日 26.7.17  
 ※ 為替レートは、140円/ユーロとして計算しています。

手順1  
11ページ参照

手順2  
14ページ参照  
(給与所得)

30ページ参照

手順6  
32ページ参照

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町×××××  
氏名 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	給料 〇〇産業株式会社	7,140,000	171,200

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計 171,200

配偶者の氏名 国税 良子 生年月日 46.7.20

扶養親族の氏名 国税 二郎子 生年月日 14.6.1

手順3  
18ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

(参考) 【外国税額控除に関する明細書】

外国税額控除に関する明細書 (書き方については、控用の裏面を読んでください。)  
(平成25年分以降用)

(平成26年分)

氏名 国税太郎

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	相手国での課税標準	左に係る外国所得税額
B	利子	源泉所得税	26.7.17	26.7.17	源泉	26.1.1 26.12.31	(外貨 2,000) 280,000 円 (外貨 200) 20,000 円	(外貨 200) 20,000 円 (外貨 280) 28,000 円
							(外貨 ) 円	(外貨 ) 円
							(外貨 ) 円	(外貨 ) 円
計							円 A 280,000	円 28,000

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告(賦課)の区分	所得の計算期間	外国税額控除の計算の基礎となった年分	減額されることとなった日	減額された外国所得税額
						平成 年分		(外貨 ) 円
						平成 年分		(外貨 ) 円
						平成 年分		(外貨 ) 円
計								円 B

①の金額が②の金額より多い場合 (同じ金額の場合を含む。)

① 28,000 円 - ② 0 円 = ③ 28,000 円 → 6の「①」欄に転記します。

①の金額が②の金額より少ない場合

② 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「①」欄に転記します。

2 本年分の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	① 前年繰越額	② ①から控除すべき③の金額	④ ① - ②
平成 年分(3年前)	円	円	円 ⑤
平成 年分(2年前)			円 ⑥
平成 年分(前年)			円 ⑦
計		円 ⑧	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本年発生額	⑨に充当された前3年以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入する金額 ( ⑩ - ⑨ )	
円 ⑩	円 ⑪	円 ⑫	

⑤、⑥、⑦の金額を5の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(参考) 【外国税額控除に関する明細書】

3 所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	195,700	円
所得総額	②	5,506,000	
国外所得総額	③	280,000	
控除限度額 (①× $\frac{③}{②}$ )	④	9,952	

2の①の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(詳しくは、控用の裏面を読んでください)。  
 2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(詳しくは、控用の裏面を読んでください)。  
 2の③の金額がある場合には、その金額を含めて計算した国外所得の合計額を書きます。  
 → 5の「㉔」欄及び6の「㉑」欄に転記します。

4 復興特別所得税の控除限度額の計算

復興特別所得税額	⑤	4,109	円
所得総額	⑥	5,506,000	
国外所得総額	⑦	280,000	
控除限度額 (⑤× $\frac{⑦}{⑥}$ )	⑧	208	

→ 3の「①」欄の金額に21%の税率を乗じて計算した金額を書きます。  
 → 3の「②」欄の金額を転記します。  
 → 3の「③」欄の金額を転記します。  
 → 5の「㉕」欄及び6の「㉒」欄に転記します。

5 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得税 (3の④の金額)	㉔	9,952	円	所得税 (㉔-⑧)	㉘	
	復興特別所得税 (4の⑧の金額)	㉕	208		道府県民税 ((㉔+㉕+㉖)と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉙	
	道府県民税 (㉔×12%)	㉖	1,194		市町村民税 ((㉔-⑧)と㉗のいずれか少ない方の金額)	㉚	
	市町村民税 (㉔×18%)	㉗	1,791		計 (㉘+㉙+㉚)	㉛	
	計 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉜	18,145		控除限度超過額 (㉛-㉜)	㉞	14,855
外国所得税額 (1の㉑の金額)	㉑	280,000					
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細							
年区分	所得税	道府県民税	市町村民税	計	所得税	道府県民税	市町村民税
平成 年分 (3年前)							
平成 年分 (2年前)							
平成 年分 (前年)							
合計							
本年分							

6 外国税額控除額の計算

所得税の控除限度額 (3の④の金額)	⑨	9,952	円	復興財確法第14条第1項による控除税額 (㉑及び㉒の合計)	㉑	208	円
復興特別所得税の控除限度額 (4の⑧の金額)	⑩	208		所法第95条第2項による控除税額 (5の①の金額)	㉒	0	
外国所得税額 (1の㉑の金額)	⑪	280,000		所法第95条第3項による控除税額 (5の②の金額)	㉓	0	
所法第95条第1項による控除税額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額)	⑫	9,952		控除税額 (㉑+㉒+㉓)	㉔	10,160	

⑬の金額がある場合には、申告書第一表「税額の計算」欄の「外国税額控除」欄(申告書Aは㉑欄、申告書Bは㉒欄)の「区分」の□に「1」と記入します。